

## 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充について

# 介護福祉士等修学資金貸付制度 の拡充について

# 介護福祉士等修学資金の拡充について

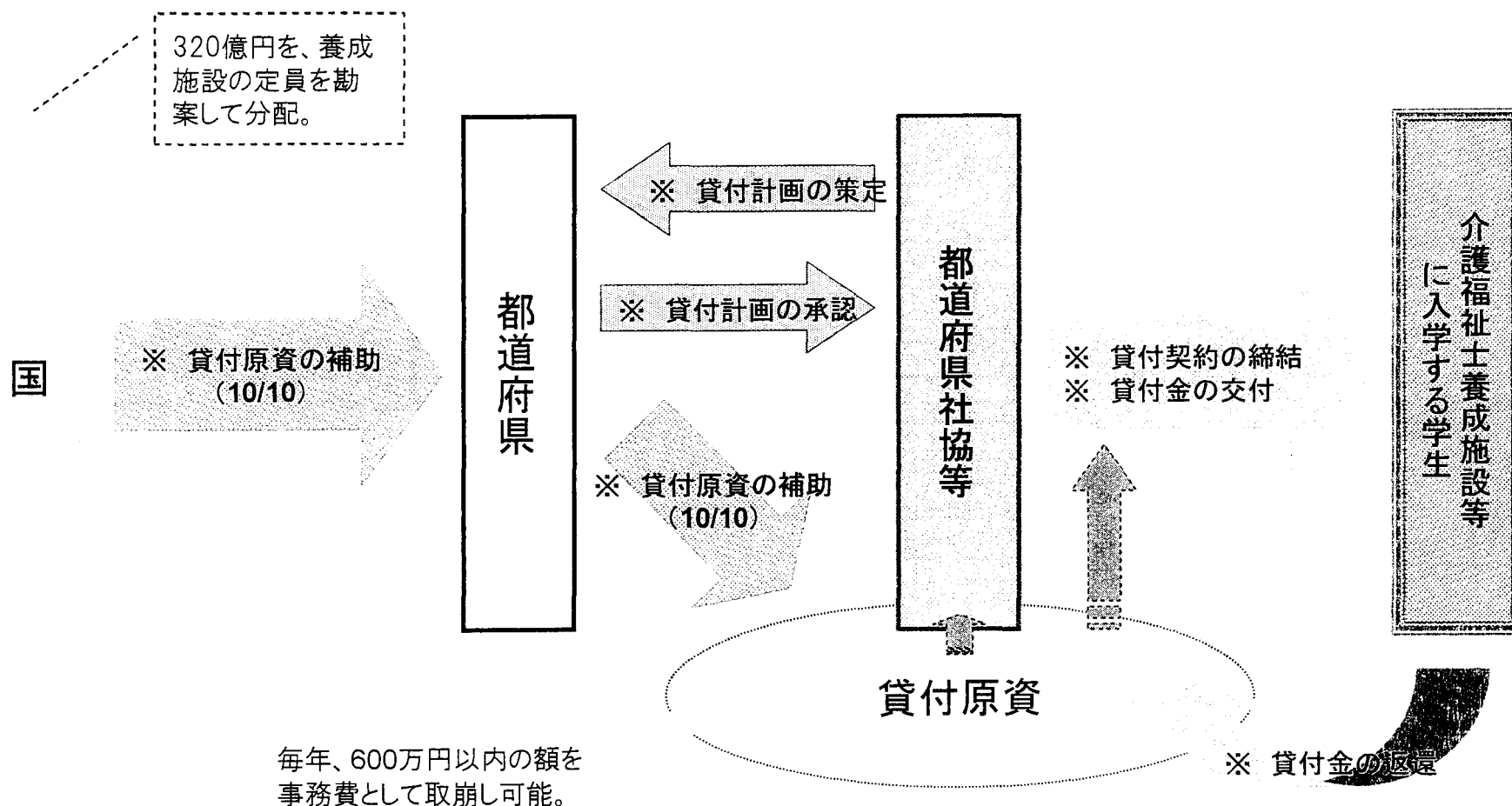
- 介護福祉士養成施設等に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者 ※学年当たり6,000人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。

# 平成20年度第2次補正予算による介護福祉士等修学資金の補助スキーム

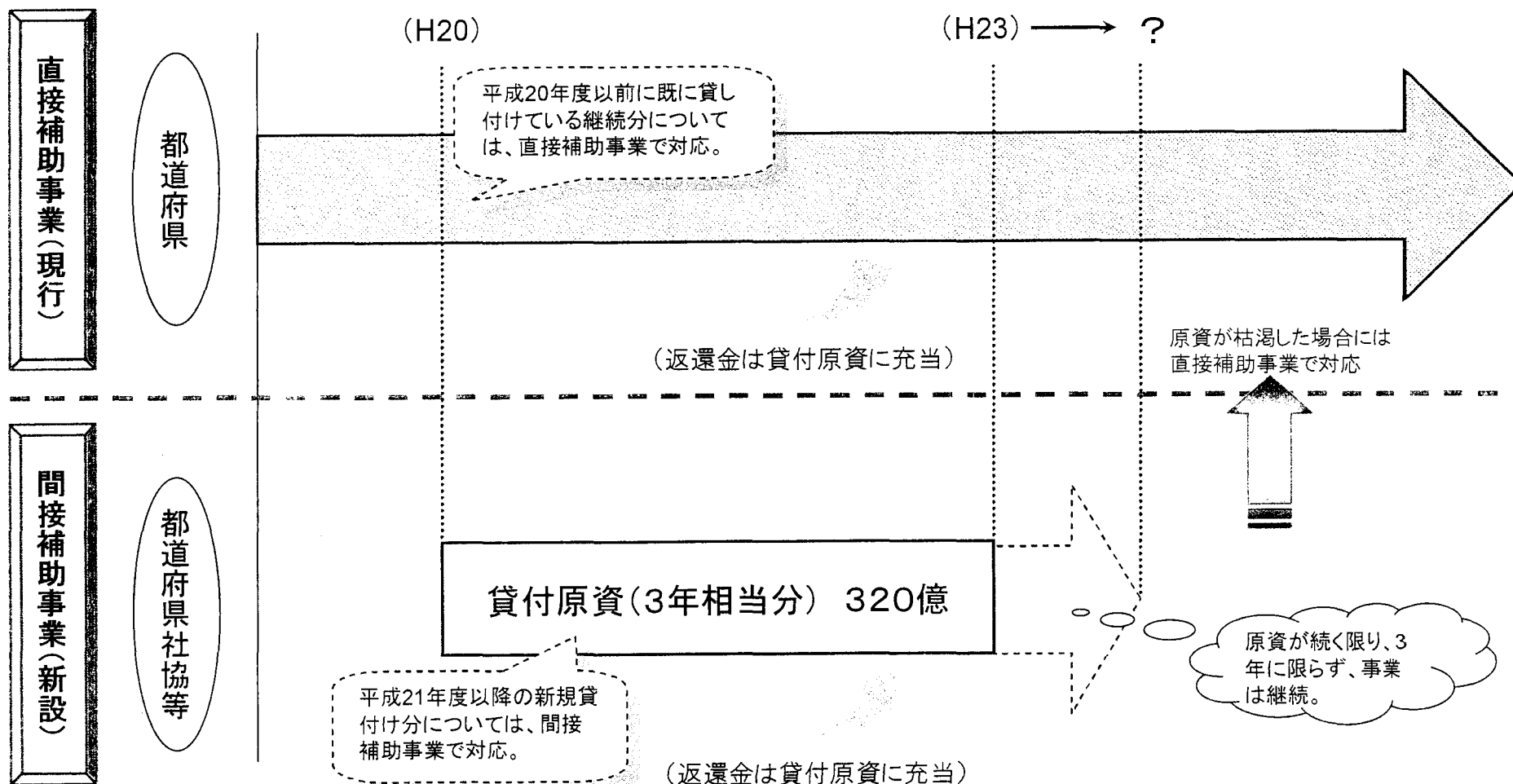
○ 平成20年度第2次補正予算による介護福祉士等修学資金貸付制度は、都道府県社協等が行う介護福祉士等修学資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業について、国が10/10で補助を行う仕組み(間接補助事業)とすることとしている。



# 現行の都道府県が実施する修学資金貸付事業との関係について

○ 都道府県が行う現行の介護福祉士等修学資金貸付事業(直接補助事業)は引き続き継続しつつ、今回、都道府県社協等が行う間接補助事業を新たに創設し、当面、現行の直接補助事業と間接補助事業を併存させることとする。

なお、将来、間接補助事業が完了した場合には、現行の直接補助事業で対応する。



# 貸付計画のイメージ

## 【貸付計画に盛り込むべき内容】

- 各養成施設への配分枠の考え方
- 平成25年度までの貸付見込額及び返還見込額
- 債権管理の方法

H21入学生の2年生  
分+H22入学生の1  
年生+2年生分

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①貸付原資	○千円	○千円	○千円	○千円	...	...
②貸付見込額	0	8,000千円	16,000千円	16,000千円	...	...
③貸付決定総額	0	16,000千円	24,000千円	24,000千円	...	...
④貸付事務費	○千円	○千円	○千円	○千円	...	...
⑤返還見込額	0	0	0	0	...	...
⑥翌年度繰越額 (①-②-④+⑤)	○千円	○千円	○千円	○千円	...	...

	修業年限	学年	貸付人数	1人当たり 年間貸付額	貸付見込額	貸付決定 総額
A養成施設	2年	1年	5人	80万円	400万円	400万円
		2年		80万円	0万円	400万円
B養成施設	2年	1年	5人	80万円	400万円	400万円
		2年		80万円	0万円	400万円
合計			10人		800万円	1,600万円

貸付決定総額が、翌  
年度繰越額を上回る  
場合には新規貸付を  
停止。

## 各都道府県への配分方法(案)

○ 今回の介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充に係る予算額は320億円であるが、これを平成20年4月1日時点における各都道府県ごとの社会福祉士養成施設・介護福祉士養成施設に係る学年総定員の分布割合に応じて配分することとする。

	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
北海道	1,240	3,568	4,808	6.430%
青森県	0	785	785	1.051%
岩手県	0	664	664	0.889%
宮城県	0	2,400	2,400	3.212%
秋田県	0	420	420	0.562%
山形県	0	195	195	0.261%
福島県	0	671	671	0.898%
茨城県	0	1,060	1,060	1.419%
栃木県	0	1,275	1,275	1.706%
群馬県	400	1,480	1,880	2.516%
埼玉県	80	1,980	2,060	2.757%
千葉県	440	2,225	2,665	3.566%
東京都	4,834	5,653	10,487	14.034%
神奈川県	2,140	1,600	3,740	5.005%
新潟県	670	1,570	2,240	2.998%
山梨県	0	400	400	0.535%

	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
長野県	0	1,218	1,218	1.630%
富山県	0	420	420	0.562%
石川県	0	860	860	1.151%
静岡県	0	843	843	1.128%
愛知県	2,440	3,132	5,572	7.457%
岐阜県	0	1,060	1,060	1.419%
三重県	0	820	820	1.097%
福井県	0	310	310	0.415%
滋賀県	300	340	640	0.856%
京都府	560	1,260	1,820	2.436%
大阪府	1,570	4,075	5,645	7.554%
兵庫県	600	1,680	2,280	3.051%
奈良県	0	290	290	0.388%
和歌山県	0	200	200	0.268%
鳥取県	0	260	260	0.348%
島根県	0	390	390	0.522%
岡山県	0	1,000	1,000	1.338%
広島県	1,298	2,054	3,352	4.486%
山口県	160	720	880	1.178%
徳島県	0	420	420	0.562%
香川県	160	600	760	1.017%
愛媛県	200	820	1,020	1.365%
高知県	0	360	360	0.482%



	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
福岡県	872	2,555	3,427	4.586%
佐賀県	400	640	1,040	1.392%
長崎県	0	500	500	0.669%
熊本県	240	640	880	1.178%
大分県	40	355	395	0.529%
宮崎県	140	734	874	1.170%
鹿児島県	0	840	840	1.124%
沖縄県	40	560	600	0.803%
合計	18,824	55,902	74,726	100.0 %

(案)

社援基発第 号  
平成20年 月 日

各 ○○県 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

平成20年度セーフティネット支援対策事業費補助金に係る  
国庫補助協議について(介護福祉士等修学資金貸付事業  
(都道府県が適当と認める団体実施分))

福祉・介護人材確保対策の推進については、平素からご尽力を賜り誠に感謝申し上げます。

今般、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充を図るべく、平成20年度第2次補正予算案において、都道府県が適当と認める団体が修学資金の貸付を行う間接補助事業の枠組みを新たに創設する予定です。

つきましては、養成施設の定員を勘案した結果、本事業に係る貴県の配分額を \_\_\_\_\_ 千円としますので、当該国庫補助金の協議についてご検討いただき、当該配分額の範囲内において、別紙の国庫補助協議書を作成の上、平成21年1月16日(金)までに当課あて提出願います。

なお、別紙の国庫補助協議額について、補正予算計上がない都道府県においてはその見込(予定)額を計上願います。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課福祉人材確保対策室  
資格・試験係：滝澤、工藤  
TEL：03-5253-1111(内2849)  
FAX：03-3591-9898

平成20年度介護福祉士等修学資金貸付事業国庫補助協議書（都道府県が適当と認める団体実施分）

都道府県名： \_\_\_\_\_  
 所管部局名： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_  
 メールアドレス： \_\_\_\_\_

1. 総括表

(単位：円)

	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	国庫補助協議額 (=国庫補助所要額) F
介護福祉士等修学資金貸付事業 (都道府県が適当と認める団体実施分)						

- (注) 1 D欄には、当該配分額の上限の額を記載すること。  
 2 E欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。  
 3 F欄には、E欄の額に10/10を乗じた額を記載すること。  
 4 F欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

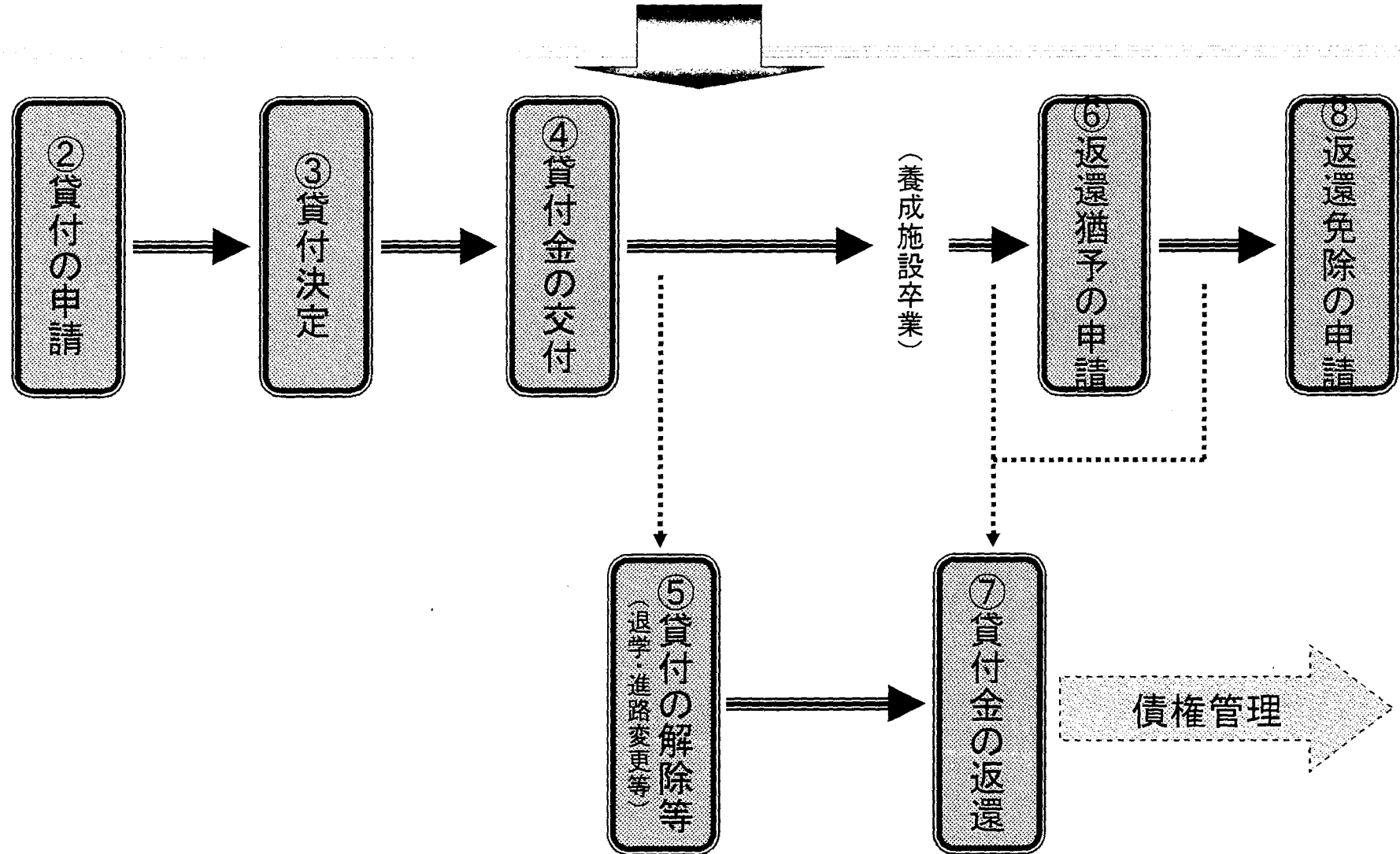
## 今後のスケジュール(案)

12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国課長会議             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱改正案の提示</li> <li>・ 貸付制度要綱（事務次官通知）改正案の提示</li> <li>・ 運営要領（社会・援護局長通知）改正案の提示 等</li> </ul> </li> <li>○ 協議通知の発出             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配分枠の提示</li> </ul> </li> </ul>
～ 1月16日	○ 協議の締切り
～ 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協議額の調整</li> <li>○ 配分枠の内示</li> </ul>
2月上旬？ (補正予算成立後速やかに)	○ 交付要綱、貸付制度要綱、運営要領の発出
2月下旬	○ 交付申請
3月中旬	○ 交付決定

# 介護福祉士等修学資金の貸付 事務の概要について

# 貸付事務の全体像について

①事前準備(養成施設への周知等)



# 貸付事務の具体的内容(参考例)について

## 1. 事前準備について

- 本事業の実施主体は、都道府県の区域内における養成施設の状況を踏まえ、当該年度における貸付対象人数や貸付総額等の内容を盛り込んだ貸付計画を策定し、都道府県の承認を得ること。
- 貸付計画の内容を踏まえ、養成施設や借受希望者に対する募集要綱、わかりやすいパンフレット等を作成するとともに、養成施設の事務担当者を対象とする説明会や借受希望者を対象とした説明会を開催するなど、本制度の周知に努めるものとする。

## 2. 貸付申請について

- 借受希望者から貸付申請書及び養成施設からの推薦書(別添1参照)を提出させること。
- 貸付希望額が制度要綱で定める上限の範囲内であるかどうかなど、制度要綱等に照らして矛盾がないか、申請内容のチェックを行うこと。

### 3. 貸付決定について

- あらかじめ、養成施設ごとの配分枠を設定する方法や第三者委員会において審議を行う方法など、借受希望者の選考方法を定めておくこと。
- あらかじめ定められた選考方法に基づき、できる限り速やかに借受希望者に対する貸付決定を行い、貸付決定を行った場合には、借受希望者に対し、貸付決定通知書を送付すること。
- 貸付決定を行った者については、借受人の氏名、貸付決定日、貸付予定額等を貸付台帳（別添3参照）として整理しておくこと。

### 4. 貸付金の交付について

- 学生の利便性に配慮しつつ、あらかじめ、月払い、分割払い等の貸付金の交付方法や支払期日を定めておくこと。
- あらかじめ定められた交付方法等に基づき、借受人へ遅滞なく貸付金を交付すること。
- 月々の交付額は、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。
- 貸付金の交付が完了後、借用証書（別添2参照）を提出させること。



## 5. 貸付の解除等について

- 養成施設を退学するなど、制度要綱に定める貸付目的を達成できないと認められるに至ったときは、その事由を提出させること。
- 届出を受理した場合には、貸付の解除等を通知すること。

## 6. 返還猶予の申請について

- 返還猶予を希望する借受人については、返還猶予申請書及び業務の従事状況(別添4参照)を提出させ、制度要綱に定める事由に該当するか否かをチェックすること。
- 返還猶予申請書を受理した場合には、できる限り速やかに借受人に対する猶予の可否に関する決定を行うこと。
- 貸付猶予を行う場合には、申請者に対し、貸付猶予決定通知を送付すること。
- 貸付猶予期間については、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

## 7. 貸付金の返還について

- 履行期限が到来する事前に、履行期限等を事前に通知し、貸付金の返還を督促するなど、適切な債権管理に努めること。
- 返還金を受領した場合には、返還額、残債務額等を貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

## 8. 返還免除の申請について

- 返還免除を希望する借受人については、返還免除申請書(別添5参照)を提出させ、制度要綱に定める事由に該当するか否かをチェックすること。
- 返還免除申請書を受理した場合には、できる限り速やかに借受人に対する免除の可否に関する決定を行うこと。
- 貸付免除を行う場合には、申請者に対し、貸付免除決定通知を送付すること。
- 貸付免除額については、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。

## 9. その他

- 借受人の状況を適切に把握する観点から、少なくとも毎年度1回以上、借受人から報告を求めるなど、借受人の状況確認を行うこと。
- 借受人の氏名、住所等に変更があった場合には変更届の提出を求めること。

別添1

修学資金貸付申請書

年 月 日

殿

貸付希望種別	介護福祉士	※修学生番号及び貸付開始年月	
	社会福祉士		年 月
養成施設名			
	第 学年	入学年月	年 月
フリガナ			
氏名	印		
生年月日	年 月 日生 ( 歳)		

介護福祉士等修学資金の貸付を次のとおり申請します。

住所及び電話番号	〒 - 電話 ( )		
本人の履歴	学歴		職歴
	年 月	中学校卒	年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
借用希望 期間・金額	平成 年 月 から (月額 円)		
	平成 年 月 まで 箇月分 計 円		
卒業後の希望 就職先	第一希望		
	第二希望		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。

推薦状

年 月 日

殿

養成施設の所在地

電話 ( )

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、介護福祉士等修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	
学年	
氏名	
所見 (人物・成績等)	
推薦理由	

別添2

修学資金借用証書

年 月 日

殿

修学生番号			
養成施設名			
修学生の住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 ( 歳)	印

私は、修学生として次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この資金は、介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定に従い返還いたします。

借用金額	円	月額	円
借用期間	年 月 から 年 月 までの		箇月

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

印

私は、修学生に上記のとおり履行させるとともに、万一修学生が履行しない場合は、その債務を負担いたします。



別添4

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 ( 歳)	印

介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定により、介護福祉士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の養成施設名	所在地			
	施設名			
借用期間	卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
	年 月 から	借用金額	円	
	年 月 まで (年 箇月)	返済済額	円	
返還猶予を求める期間	年 月 から	返還免除済額	円	
	年 月 まで (年 箇月)	返済猶予申請額	円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ( )	理由発生年月日	年 月 日	
現在の就業先又は在学先	所在地及び電話番号	〒 -	電話 ( )	
	名称			
卒業後の状況	期間	就業先又は進学先	所在地	
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月	県内 県外	
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月	県内 県外	
備考				

業務従事届

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 ( 歳)	印

上記のとおり介護福祉士・社会福祉士の業務に従事したので、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 -	電話 ( )
	施設名又は所属団体名		
	職種		
業務従事期間	年 月 日 から		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の施設 (所属団体)

の長の職及び氏名

印

別添5

修学資金返還免除申請書

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 ( 歳)	印

介護福祉士等修学資金貸付条例等の規定により、修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の養成施設名	所在地			
	施設名			
	卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
借用期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	借用金額	円	
		返済済額	円	
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	返還免除済額	円	
		返済免除申請額	円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 (3年・5年・7年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ( )	理由発生 年月日	年 月 日	
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒 -		
	及び電話番号	電話 ( )		
	名称			
卒業後の 状況	期間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 まで・現在	年 箇月		県内 県外
	年 月 まで・現在	年 箇月		県内 県外
備考	修業月数		箇月	

業務従事届

年 月 日

殿

修学生番号			
住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 ( 歳)	印

上記のとおり介護福祉士・社会福祉士の業務に従事したので、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 -	電話 ( )
	施設名又は所属団体名		
	職種		
業務従事期間	年 月 日 から		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)

の長の職及び氏名

印



セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正（案）新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業を除く。)が行う事業 (略)</p> <p>イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業 (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 なお、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 市区町村が行う地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業に対して都道府県が補助する事業 (ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業を除く。)が行う事業 (略)</p> <p>イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業 (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 市区町村が行う地域福祉活性化事業及び自立生活サポート事業に対して都道府県が補助する事業 (ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p>

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に関する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、他の事業への経費の配分の変更はしてはならない。

(2) ~ (8) (略)

(9) 介護福祉士等修学資金買い付け事業を中止又は廃止した場合、都道府県にあっては厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1を、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する場合にあっては厚生労働大臣の定めるところにより貸付原資及び返還金の全額に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ~ (20) (略)

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、別紙様式による申請書類を添えて、平成21年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) . . . . .(略) . . . . .

ア 市区町村長(「地域福祉等推進特別事業」に係る中核市市長を含む。)は、. . . . .(略) . . . . .

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、8に定める申請手続に従い、平成21年 月 日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヵ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。ただし、平成20年度に都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業については、交付申請が到達した後、平成21年 月 日までに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うこととする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に関する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) ~ (8) (略)

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金買い付け事業を中止又は廃止した場合に、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ~ (20) (略)

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度7月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) . . . . .(略) . . . . .

ア 市区町村長(「地域福祉等推進特別事業」に係る中核市市長を含む。)は、. . . . .(略) . . . . .

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヵ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)  
14 (略)

(その他)  
15 (略)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う生活保護適正化事業(町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	10/10 (直接補助)

(補助金の返還)  
14 (略)

(その他)  
15 (略)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う生活保護適正化事業(町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)の実施に必要な次に掲げる経費 (略)	10/10 (直接補助)

<p>3 地域福祉増進事業</p>	<p>生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)</p> <p>地域福祉基盤整備事業</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(略)</p>	<p>○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料</p> <p>○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、負担金</p> <p>○都道府県、指定都市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) (2)福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p> <p>○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実</p>	<p>1/2 (直接補助)</p> <p>(略)</p>	<p>3 地域福祉増進事業</p>	<p>生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)</p> <p>地域福祉基盤整備事業</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(略)</p>	<p>○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料</p> <p>○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、負担金</p> <p>○都道府県、指定都市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) (2)福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p> <p>○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実</p>	<p>1/2 (直接補助)</p> <p>(略)</p>
-------------------	--	----------------------------------	---	----------------------------------	-------------------	--	----------------------------------	---	----------------------------------

		<p>施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県が適当と認める 団体が行う介護福祉士等修 学資金貸付事業の実施に必 要な財源として都道府県が 補助する次に掲げる経費</p> <p>(1)介護福祉士等修学資金 の貸付原資として交付す る額</p> <p>(2)都道府県が適当と認め る団体が行う事務の運営 費(毎年度、600万円を 上限とする)</p> <p>○都道府県が行う社会福祉 法人経営支援事業の実施に 必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本費、食糧 費)、使用料、賃借料、委託 料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核 市が行う社会福祉法人指導 監督事業の実施に必要な次 に掲げる経費 旅費</p> <p>○都道府県が行う消費生活 協同組合指導監督事業の実 施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費(印刷 製本費)</p> <p>(略)</p>	<p>10-10 (間接補助)</p> <p>1-2 (直接補助)</p>			<p>施に必要な次に掲げる経費 (略)</p> <p>○都道府県が行う社会福祉 法人経営支援事業の実施に 必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本費、食糧 費)、使用料、賃借料、委託 料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核 市が行う社会福祉法人指導 監督事業の実施に必要な次 に掲げる経費 旅費</p> <p>○都道府県が行う消費生活 協同組合指導監督事業の実 施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費(印刷 製本費)</p> <p>(略)</p>	
地域福祉支援事業	(略)	<p>○(略)</p> <p>○生活福祉資金貸付事業の 財源として都道府県、指定都 市が都道府県社会福祉協議 会に対して…(略)…</p>	(略)	地域福祉支援事業	(略)	<p>○(略)</p> <p>○生活福祉資金貸付事業の 財源として都道府県、指定都 市が都道府県社会福祉協議 会に対して…(略)…</p>	(略)
地域福祉等推進特 別支援事業	(略)	(略)	(略)	地域福祉等推進特 別支援事業	(略)	(略)	(略)

地域福祉活性化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う地域福祉活性化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○地域福祉活性化事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	2/3 (間接補助)
自立生活サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う自立生活サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○自立生活サポート事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本	2/3 (間接補助)

地域福祉活性化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う地域福祉活性化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○地域福祉活性化事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	2/3 (間接補助)
自立生活サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う自立生活サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	1/2 (直接補助)
		○自立生活サポート事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本	2/3 (間接補助)

			費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)				費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)				
4	ホームレス対策事業	(略)	(略)	(略)	4	ホームレス対策事業	(略)	(略)			
5	中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金、備品購入費(支援給付システムの改修に限る)、委託料、扶助費又は補助金(支援リーダーへの活動費に限る)  ○都道府県が行う地域の中核を担う市区町村担当者への研修会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、  ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る)  ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消	10/10 (直接補助)	5	中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金、備品購入費(支援給付システムの改修に限る)、委託料、扶助費又は補助金(支援リーダーへの活動費に限る)  ○都道府県が行う地域の中核を担う市区町村担当者への研修会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、  ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る)  ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消	10/10 (直接補助)

		<p>耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る)</p>			<p>耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る)</p>
--	--	---	--	--	---



「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日付け  
厚生省発社援第164号厚生省事務次官通知）改正案 新旧対照表

※ 本改正は、平成21年4月1日以降に養成施設に入学する者から適用する。ただし、同日において、現に養成施設に在学する者であって、修学資金の貸付けを受けているものに対して適用することも差し支えないものとする。

改 正 案	現 行
<p>第1 目 的</p> <p>この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。</p> <p>第2 貸付事業の実施主体</p> <p>介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、次の（1）又は（2）のいずれかが行うものとする。</p> <p><u>（1）都道府県（都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合を含む、第14の1において同じ。）</u></p> <p><u>（2）都道府県が適当と認める社会福祉法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人若しくは特例財団法人（都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）</u>（以下「都道府県が適当と認める</p>	<p>第1 目 的</p> <p>この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。</p> <p>第2 貸付事業の実施主体</p> <p>介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、<u>都道府県</u>が行うものとする。ただし、都道府県社会福祉協議会に対してこれを委託しても差し支えない。</p>

団体」という。)

### 第3 貸付対象

修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者とする。

### 第4 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。
- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設に在学する者である場合にあっては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。

### 第5 貸付方法及び利子

- 1 修学資金は、第2に規定する実施主体ごとに、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げる者と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

（1）第2の（1）が実施主体である場合

都道府県知事

（2）第2の（2）が実施主体である場合

### 第3 貸付対象

修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者とする。

### 第4 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。
- 2 貸付額は、月額36,000円以内とする。

### 第5 貸付方法及び利子

- 1 修学資金は、都道府県知事と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

都道府県が適当と認める団体の長

2 利子は、無利子とする。

第6 保証人

- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 都道府県知事又は都道府県が適当と認める団体の長（以下「都道府県知事等」という。）は、貸付契約の相手方（以下「修学生」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 都道府県知事等は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 都道府県知事等は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立

2 利子は、無利子とする。

第6 保証人

- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 都道府県知事は、貸付契約の相手方（以下「修学生」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 都道府県知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 都道府県知事は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立

光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあつては、3年間)引き続き(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。

2 1に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 第9 返還

修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、都

光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種(社会福祉士指定養成施設等を卒業した者に限る。)若しくは別添2に定める職種(介護福祉士指定養成施設等を卒業した者に限る。)又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、7年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあつては、3年間)引き続き(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。

2 1に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 第9 返還

修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間(修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。)に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間

道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第10 返還の債務の履行猶予

##### 1 当然猶予

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

##### 2 裁量猶予

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に

と当該猶予された期間を合算した期間)内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第10 返還の債務の履行猶予

##### 1 当然猶予

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

##### 2 裁量猶予

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に

規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第11 返還の債務の裁量免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

2 貸付けを受けた都道府県の区域内において修学資金の貸付けを受けた期間以上第8の1に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

#### 第12 延滞利子

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

#### 第13 国の財政措置

国は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる金額を都道府県に補助するものとする。

規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第11 返還の債務の裁量免除

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金のうち履行期限が到来していない部分に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(履行期限が到来していない部分に限る。以下同じ。)の全部又は一部

2 貸付けを受けた都道府県の区域内において修学資金の貸付けを受けた期間以上第8の1に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

#### 第12 延滞利子

都道府県知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

#### 第13 国の財政措置

国は、毎年度都道府県が修学資金として支出する金額(当該年度の前年度において返還された修学資金の額に相当する金額を除く。)の2分の1

<p><u>(1) 第2の(1)が実施主体である場合</u> 毎年度都道府県が修学資金として支出する金額(当該年度の前年度において返還された修学資金の額に相当する金額を除く。)の2分の1以内の額</p> <p><u>(2) 第2の(2)が実施主体である場合</u> 都道府県が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用に対して、平成20年度において都道府県が補助する金額の全額</p>	<p>以内の額を都道府県に補助するものとする。</p>
<p>第14 会計経理</p> <p>1 都道府県又は都道府県が適当と認める団体は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。 なお、都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合にあってはこの事業に関する特別会計を設けること。</p> <p>2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 第2の(1)が実施主体である場合</u> 各年度において貸し付ける修学資金の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金の額に満たない場合、都道府県にあってはその満たない額の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあってはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。</p> <p><u>(2) 第2の(2)が実施主体である場合</u> 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度におい</p>	<p>第14 会計経理</p> <p>1 都道府県又は都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。</p> <p>2 各年度において貸し付ける修学資金の額が、当該年度の前年度において返還された修学資金の額に満たない場合、都道府県にあってはその満たない額の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあってはその満たない額に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県はその返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。</p>

て発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 第2の(1)が実施主体である場合

都道府県にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2)が実施主体である場合

その時点で保有する貸付原資及びその年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の全額を国庫に返還するものとする。

3 この事業を廃止した場合、都道府県にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会にあっては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県に返還し、返還を受けた都道府県は毎年度その返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。



「介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について」（平成5年5月31日付け  
社援施第69号厚生省社会・援護局長通知）改正案 新旧対照表

※ 本改正は、平成21年4月1日以降に養成施設に入学する者から適用する。ただし、同日において、現に養成施設に在学する者であって、修学資金の貸付けを受けているものに対して適用することも差し支えないものとする。

改 正 案	現 行
<p>標記については、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」平成5年5月31日厚生省発社援第164号をもって厚生事務次官から通知されたところであるが、これが運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>1 貸付事業の実施主体について            介護福祉士等修学資金の貸付事業（以下「貸付事業」という。）の実施主体は、<u>「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日付け厚生省発社援第164号）別紙「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」（以下「要綱」という。）第2に規定されているところであるが、次の（1）又は（2）に留意の上、取り扱われたいこと。</u></p> <p><u>（1）都道府県が実施主体である場合</u>  <u>他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会に対してこれを委託して実施しても差し支えないこと。</u>  <u>なお、この場合、都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。</u></p> <p><u>（2）都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合</u></p>	<p>標記については、「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」平成5年5月31日厚生省発社援第164号をもって厚生事務次官から通知されたところであるが、これが運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>1 貸付事業の実施主体について            介護福祉士等修学資金の貸付事業（以下「貸付事業」という。）の実施主体は、<u>原則として都道府県であるが、他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会に対してこれを委託して実施してもさしつかえないものであること。</u>  <u>なお、この場合、都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センター一所管部局において併せて実施することが望ましいこと。</u></p>

① 実施主体に係る留意点

都道府県が適当と認める団体が実施主体となる場合は、要綱第2の(2)の規定のとおり、都道府県知事が修学資金の貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限られるものであること。

また、都道府県が適当と認める団体の選定に当たっては、他の人材確保事業と併せて貸付事業を実施することが効果的である場合も考えられるので、都道府県社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

なお、要綱第2の(2)に規定する特例社団法人又は特例財団法人が実施主体の場合であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)等の施行に伴い、当該法人が同法第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合には、貸金業法(昭和58年法律32号)第3条に規定する登録を受けなければならないこととなるので留意されたいこと。

② 都道府県の役割

要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事が修学資金の貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次のアからウまでに掲げる内容をいうものであること。

ア 貸付事業の実施に当たって、都道府県が適当と認める団体に、毎年度、当該年度における貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を定めた貸付計画書を策定させ、当該計画書(当該計画書を変更する場合を含む。)の内容について承認すること

イ 都道府県が適当と認める団体が債権管理を適切に行うことができるものとして定めた要綱第9に規定する修学資金の返還期

間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について承認すること

ウ その他貸付事業の実施に当たって都道府県が適当と認める団体に対する必要な指導・助言を行うこと

## 2 貸付対象者について

- (1) 貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であつて、卒業後当該都道府県の区域（国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。

ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の区域の養成施設等（要綱第3に規定する養成施設等をいう。以下同じ。）に修学する場合等であつて、卒業後当該都道府県の区域において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。

なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県等」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。

- (2) 貸付対象者は、優秀な学生であつて、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであり、選定にあたっては当該養成施設等から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

また、貸付対象者の推薦を養成施設等へ求める場合にあつては、不

## 2 貸付対象者について

- (1) 貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であつて、卒業後当該都道府県の区域（国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において上記事務次官通知の別紙「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）」第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。

ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の養成施設等（要綱の第3に規定する養成施設等をいう。以下同じ。）に修学する場合等であつて、卒業後当該都道府県において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。

なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。

- (2) 貸付対象者は、優秀な学生であつて、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであり、選定にあたっては当該養成施設等から推薦を求めること等により公正に、かつ、適切に行うこと。

当に特定の養成施設等に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設等から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設等との密接な連携を図りたい。

(3) 要綱等 8 の 1 に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

### 3 貸付期間について

要綱第 4 の 1 に規定する「養成施設等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めてさしつかえないこと。

### 4 貸付金の限度について

修学資金は、養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、要綱第 4 の 2 に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けてさしつかえないものであること。

### 5 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

### 6 貸付契約の解除について

要綱第 7 の 1 に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号の 1 に該当する場合をいう。

(1) 退学したとき。

なお、養成施設等から適正な推薦を受ける必要があるので、常日頃から養成施設等との密接な連携を図りたい。

(3) 要綱等 8 の 1 に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

### 3 貸付期間について

要綱第 4 の 1 に規定する「養成施設等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めてさしつかえないこと。

### 4 貸付金の限度について

修学資金は、養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、月額36,000円の範囲内であれば授業料等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けてさしつかえないものであること。

### 5 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

### 6 貸付契約の解除について

要綱第 7 の 1 に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号の 1 に該当する場合をいう。

(1) 退学したとき。

- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 返還の債務の当然免除について

- (1) 要綱第8の1に規定する「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等」には、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、都道府県知事又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県知事等という。」）が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えてさしつかえないこと。
- (3) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が要綱第8の1に規定する「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設等卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採

- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 返還の債務の当然免除について

- (1) 要綱第8の1に規定する「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等」には、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により社会福祉士国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、都道府県知事が本人の申請に基づき次年度の当該試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「社会福祉士指定養成施設等の卒業年次の翌年の社会福祉士国家試験に合格した日」と読み替えてさしつかえないこと。
- (3) 社会福祉士資格取得者が要綱第8の1に規定する別添1の職種として従事することができなかった場合であって、社会福祉士指定養成施設等卒業後1年以内に別添1の職種以外の社会福祉事業の職種に採用された者については、都道府県知事が本人の申請に基づき別添1の

用された者については、都道府県知事等が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えてさしつかえないこと。

(4) 要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成施設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

(5) 要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(6) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者について、要綱第8の1に基づいて返還免除を行う場合においては、要綱第8の1の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が900日以上であることを要すること。

ただし、当然免除を受けるために必要な要綱第8の1に規定する業務に従事した期間が3年間である者(以下「中高年離職者等」という。)については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

#### 8 返還の債務の裁量免除について

(1) 要綱第11の2に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要

職種に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えてさしつかえないこと。

(4) 要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成施設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

(5) 要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(6) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者について、要綱第8の1に基づいて返還免除を行う場合においては、要綱第8の1の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算2,555日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が1,260日以上であることを要すること。

ただし、当然免除を受けるために必要な要綱第8の1に規定する業務に従事した期間が3年間である者(以下「中高年離職者等」という。)については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

#### 8 返還の債務の裁量免除について

(1) 要綱第11の2に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要

綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、当該都道府県の区域内において、要綱第8の1に規定する業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

#### 9 国庫補助対象事業について

##### (1) 都道府県が実施主体である場合

毎会計年度におけるこの貸付事業のための国庫補助は、当該年度の貸付金総額から当該年度の前年度の修学資金の返還金の総額に相当する金額を控除した金額を対象として行うものであること。

##### (2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として平成20年度において措置するものであること。

#### 10 会計経理について

綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。

また、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、当該都道府県の区域内において、要綱第8の1に規定する業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の7（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

#### 9 国庫補助対象事業について

毎会計年度におけるこの貸付事業のための国庫補助は、当該年度の貸付金総額から当該年度の前年度の修学資金の返還金の総額に相当する金額を控除した金額を対象として行うものであること。

#### 10 会計経理について

(1) 都道府県が実施主体である場合

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。

(2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事に報告しなければならないものであること。

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。



労働施策における福祉・介護人材確保対策について

# 介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について

(平成21年度内示額 159億円)

## <介護関係助成金の概要>

### 1 介護人材確保職場定着支援助成金(仮称)(116.8億円)【新規】

#### ●特定人材対策(18.2億円)

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者(訪問介護員(1級)等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等)を雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

#### ●未経験者対策(98.6億円)【平成20年度第1次補正により12/1から実施した分及び20年度第2次補正による拡充分を含む。】

介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円(年長フリーター等の場合100万円)まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

### 2 介護労働者設備等整備モデル奨励金(仮称)(18.8億円)【新規】

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動リフト等)の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に助成。

☆助成内容:介護福祉機器導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

### 3 雇用管理制度等導入奨励金(仮称)(2億円)【新規】

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入(既存の制度の見直しを含む。)・運用(必須)し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成。

☆助成内容:各種人事制度の導入(10/10)、それ以外は経費の1/2を助成(上限100万円まで)。

#### 4 介護雇用管理改善推進委託費(仮称)(6.8億円)【新規】

介護関係事業主団体や地方公共団体等に対して、人材確保対策や雇用管理改善対策、イメージアップ対策のための事業を委託(企画提案型)。

☆ 委託内容:全国的なモデル事業に対しては上限3千万円、地域の事業主団体等が行う取組に対しては上限500万円を委託(1事業当たり)。

#### ◎介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化 「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(7.4億円)【新規】

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を創設し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

#### ◎雇用管理の改善のための相談援助事業(4.9億円)

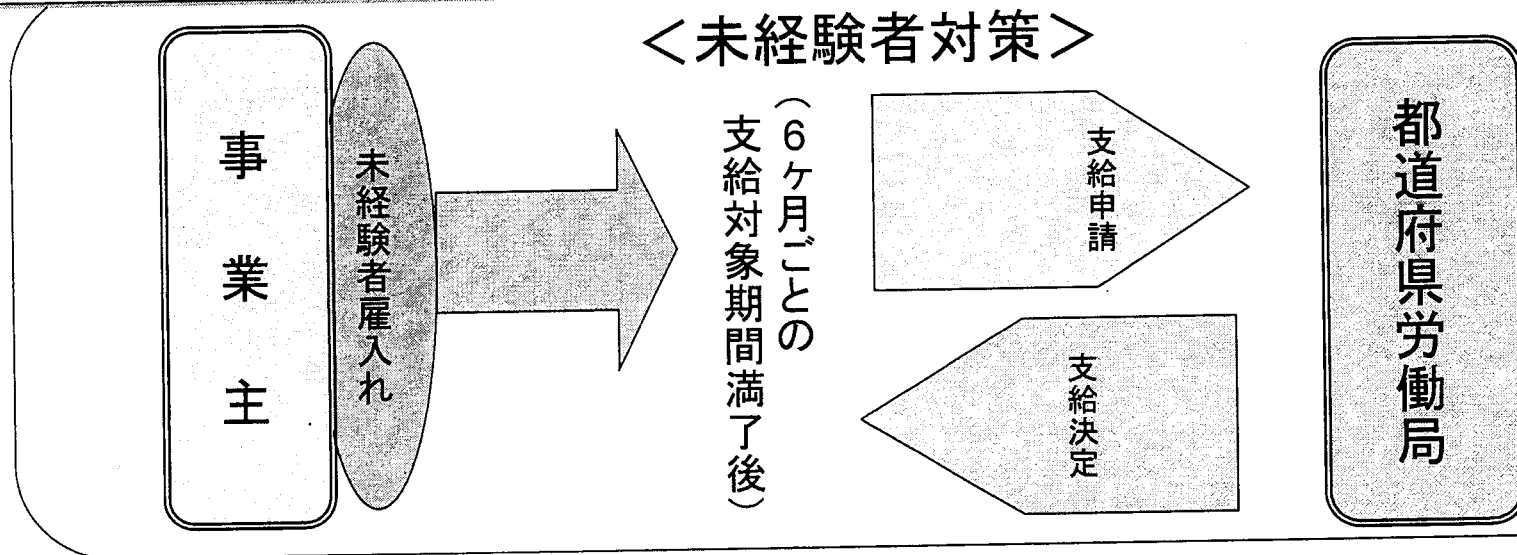
介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助や介護労働者の実態調査、雇用管理者講習等を実施。

# 介護未経験者確保等助成金

## 1. 概要

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(ただし、短時間労働者を除く。)として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。この未経験者対策については、平成20年12月1日より実施。

## 2. 支給までの主な流れ



※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、平成20年12月1日以降、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

## 生活対策の概要

### ○ 介護人材等の緊急確保対策の実施等

#### ① 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護業務未経験者で年長フリーター等を雇い入れる事業主に対して助成。

年長フリーター等が6ヶ月以上定着した場合に、1人あたり50万まで、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて1年間で100万円まで助成。

(平成20年度第1次補正により、平成20年12月1日から実施している「介護未経験者確保等助成金」の拡充)

#### ② 介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のための介助福祉機器(移動リフト等)について、事業主が導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に、導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

## 課題

- 非正規労働者の解雇・雇止めがH20. 10～H21. 3の間3万人発生する見込み  
(厚生労働省調査)
- さらに、派遣労働者2009年問題が懸念される

- 非正規労働者の多くは、製造業等において単純作業を行っており、技能が身に付いていない者が多い
- そのため、再就職に際して、安定した雇用 に就くためには、職業訓練を受講し技能を身につけることが必要  
特に、今後雇用の受け皿として期待できる分野に係る職業訓練を受講することが求められる

(参考)

- 有効求職者数の増加  
207万人(H19. 10) → 214万人(H20. 10)  
[有効求人倍率1. 07倍→0. 84倍]
- 職業訓練応募倍率の増加  
1. 72倍(H19. 9) → 2. 04倍(H20. 9)  
[(独)雇用・能力開発機構の委託訓練の実績]
- 今後雇用の受け皿として期待できる分野  
・介護分野 [有効求人倍率1. 97倍、充足率24. 1%]  
・IT関連 [システムエンジニア:有効求人倍率5. 70倍、充足率4. 3%] (平成19年8月)

## 対応策

**失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充**  
(民間教育訓練機関等への委託訓練)  
**(3. 5万人の増(平成21年度離職者訓練定員全体:約19万人))**

### 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17, 500人)

左記の課題があることから、非正規労働者に、求人ニーズがある分野の技能を身につけさせる必要があるところ  
今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向け、長期間の訓練を実施する

- ・介護分野 9, 760人(6か月及び2年訓練)  
6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース6, 000人  
2年訓練 介護福祉士養成コース3, 760人  
(※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得に留まる)
  - ・IT関連 5, 240人(6か月訓練)  
6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得  
(※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得に留まる)
- [注] 上記は、都道府県において実施するものであり、このほかに(独)雇用・能力開発機構において2, 500人の標準6か月訓練を実施

### 2. 3か月訓練定員の拡充(17, 500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る

- ・介護分野 2, 730人  
3か月訓練 ホームヘルパー2級養成コース

など

# 委託訓練制度について

## 1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、ものづくり系を中心に公共職業能力開発施設内で行うほか、民間で実施できるものづくり系以外の訓練については、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等への委託訓練を活用。

## 2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	独立行政法人雇用・能力開発機構（都道府県センター） 都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：OA事務コース、経理事務コース、情報処理システムコース 介護サービスコース、販売実務コース等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）
委託費	受講者1人1月当たり6万円

### 《実績》

○平成19年度 約66,000人が受講、就職率は69.0%

社会保障国民会議 最終報告  
(平成20年11月4日) (抄)

(略)

3 中間報告後の議論

(略)

(2) 能力開発政策

(略)

② 能力開発施策体制の強化

職業能力訓練校等のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分野のウェイトを高めるよう見直すとともに、その内容も就労時に実際に求められる能力の開発につながるものとするなど、就労ニーズに即した能力開発の実現に向け、至急かつ継続的に取り組むべきである。



## 新たな雇用対策（抄）

（平成20年12月5日 与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム）

（略）

### 2. 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む）

雇用保険のセーフティネット機能の強化、地域の実情に応じた雇用機会の開発、派遣労働者等へのワンストップによるきめ細かな相談・援助、住宅の確保、職業訓練の拡充等の対策を強化し、円滑な再就職を促進する。

（略）

#### ⑧ 離職者訓練の実施規模の拡充等

失業者の増大に備え、離職者訓練の訓練定員を大幅に増加する。また、若者が基礎的能力を習得するための訓練等若年者の訓練期間中の生活保障給付を拡充する。さらに、社会人の学び直しの機会等が大学、専修学校等で幅広く提供されるよう取り組む。

#### ⑨ 安定雇用の実現に向けた長期間の訓練の実施

今後雇用の受け皿として期待できる分野（介護分野等）での安定雇用に向け、長期間の訓練を大幅に拡充する。